入札参加資格審査申請

Q＆A

守口市

受付期間、提出書類、ファイル形式、提出方法などの基本事項は、申請区分ごとの提出要領・記入例・申請用ファイルをご確認ください。

目　次

1. 共通事項
   - 本社の住所が商業登記簿と実際の営業場所で異なります。申請書にはどちらを記入すればいいですか？
   - 申請予定ですが、今後、代表者・所在地・受任者等の変更を予定しています。どの内容で申請すればいいですか？
   - 既に申請しましたが、代表者・所在地・受任者等に変更がありました。申請をやり直す必要がありますか？
   - 設立から２年経過していない会社ですが、合併・会社分割・事業譲渡により新たに設立した場合は申請できますか？
   - 一般社団法人、医療法人、社会福祉法人等で資本金がない場合、資本金欄には何を記入すればいいですか？
   - 新設した支店・営業所を受任する場合、支店等自体に２年以上の営業実績が必要ですか？
   - 受任者を選任する場合に、本社代表者を受任者として記入できますか？
   - 地方税納税証明書について、申請時点で納期が来ていない場合はどうすればいいですか？
   - 国税納税証明書として「その３」を取得しました。「その３の３」の代わりに提出できますか？
   - 受任者所在地の市区町村で発行された地方税納税証明書ですが、証明書上の所在地が本社住所になっています。提出できますか？
2. 建設工事に関する事項
   - 経常 JV として登録できますか？
   - 管更生工事の登録業種は「土木一式」と「管」のどちらですか？
   - 経営事項審査が一度途切れました。受付期間内に結果通知書を準備できません。後日提出できます

か？

申請後に経営事項審査を更新した場合、更新後の経営規模等評価結果通知書を提出する必要がありますか？

支店で登録申請する場合、支店が登記されていることが必要ですか？

支店・営業所が建設業許可上の営業所として確認できない場合でも、支店登録できますか？

主任・監理技術者名簿の技術者区分は、何を選べばいいですか？

技術者が国民健康保険加入の場合、国民健康保険関係書類だけで雇用関係を確認できますか？

3. 物品等に関する事項

物品等営業品目一覧に、業務内容と完全に一致する営業品目がありません。どの品目で登録すればいいですか？

物品等実績調書の「取引品目内訳」が多数ある場合は、どのように記入すればいいですか？

物品等実績調書で、1 つの取引品目内訳に主な仕入先や販売実績が複数ある場合は、どのように記入すればいいですか？

物品等実績調書の実績は、民間企業相手の実績でも構いませんか？

複数の営業品目で同じ許可証・免許証等を使う場合、同じ書類を何度も添付する必要がありますか？

主な仕入先がない場合は、どのように記入すればいいですか？

4. 測量・建設コンサルタント等に関する事項

登録証明書又は現況報告書は、表紙だけ提出すればいいですか？

現況報告書は昨年度のものでもいいですか？

登録通知書ではなく、登録証明書又は現況報告書を提出する理由は何ですか？

測量等実績調書には、何を記入すればいいですか？

複数業種の実績金額が区分できず、同じ金額になる場合は問題ありませんか？

技術者経歴書で、複数業種に同じ人物を繰り返し記載してもいいですか？

技術者経歴書に、資格を持っていない職員を記入する必要がありますか？

5. 電子入札システム・IC カードに関する事項

IC カードは他市でも使えますか？

IC カードを新しくした場合、申請書や委任状の再提出は必要ですか？

「建設工事」と「測量・建設コンサルタント等」で IC カードを 1 枚共用できますか？

IC カードを取得していませんが、申請できますか？

IC カードの名義は、代表者と受任者のどちらにすればいいですか？

1. 共通事項

Q　本社の住所が商業登記簿と実際の営業場所で異なります。申請書にはどちらを記入すればいいですか？

A　実際の営業場所に営業実態があるときは、実際の営業場所を記入してください。
このときは、商業登記簿上の所在地と実際の営業場所が異なる理由書（任意様式）を添付してください。

Q　申請予定ですが、今後、代表者・所在地・受任者等の変更を予定しています。どの内容で申請すればいいですか？

A　変更後の提出書類一式を準備できるときは、変更後の内容で申請してください。
申請時点で変更後の提出書類一式を準備できないときは、先に変更前の内容で申請し、変更後の書類が準備でき次第、変更届を提出してください。

Q　既に申請しましたが、代表者・所在地・受任者等に変更がありました。申請をやり直す必要がありますか？

A　申請のやり直しは不要です。変更後の提出書類が準備でき次第、変更届を提出してください。

Q　設立から２年経過していない会社ですが、合併・会社分割・事業譲渡により新たに設立した場合は申請できますか？

A　前身会社の事業を承継していることを確認できるときは、前身会社の営業実績等を含めて審査します。
該当するときは、次の書類を添付してください。
合併：合併契約書
会社分割：分割契約書又は分割計画書
事業譲渡：事業譲渡契約書
※上記契約書等がない場合又は提出書類のみでは内容を確認できない場合は、必要に応じて議事録その他の確認書類を提出してください。

Q　一般社団法人、医療法人、社会福祉法人等で資本金がない場合、資本金欄には何を記入すればいいですか？

A　資本金がない法人は、「0」と記入してください。

Q　新設した支店・営業所を受任する場合、支店等自体に 2 年以上の営業実績が必要ですか？

A　本店で 2 年以上の営業実績があれば、支店等自体の営業実績が 2 年未満でも申請できます。
新設直後で受任者所在地の納税証明書が発行されないときは、次の書類を添付してください。
・支店等を新設したことが分かる書類
・受任者所在地で納税証明書が発行されない理由書（任意様式）
・本店の直前 1 か年分の納税証明書

Q　受任者を選任する場合に、本社代表者を受任者として記入できますか？

A　記入できません。受任者は、本社代表者から権限を委任され、守口市との入札、契約、請求、受領等を行う代理人です。
本社代表者本人を受任者にすると、委任者と受任者が同一人物となるため、受付できません。
受任者を選任するときは、支店長、営業所長など、代表者以外の者を記入してください。

Q　地方税納税証明書について、申請時点で納期が来ていない場合はどうすればいいですか？

A　申請日時点で納期が到来していない税目は、直前年度分の納税証明書を提出してください。

Q　国税納税証明書として「その 3」を取得しました。「その 3 の 3」の代わりに提出できますか？

A　法人は納税証明書「その 3 の 3」を提出してください。「その 3」は対象税目を確認できないため、「その 3 の 3」の代わりとして受付できません。
個人事業者は納税証明書「その 3 の 2」を提出してください。

Q　受任者所在地の市区町村で発行された地方税納税証明書ですが、証明書上の所在地が本社住所になっています。提出できますか？

A　発行主体が受任者所在地の市区町村であれば提出できます。
発行主体が本社所在地の市区町村であるものは、受任者所在地の納税証明書として受付できません。

2. 建設工事に関する事項

Q　経常 JV として登録できますか？

A　登録できません。守口市では経常 JV の登録は行っていません。構成員ごとに、単体企業として申請してください。

Q　管更生工事の登録業種は「土木一式」と「管」のどちらですか？

A　「土木一式」で登録してください。

Q　経営事項審査が一度途切れました。受付期間内に結果通知書を準備できません。後日提出できますか？

A　後日提出を前提とした受付はできません。

Q　申請後に経営事項審査を更新した場合、更新後の経営規模等評価結果通知書を提出する必要がありますか？

A　契約課から提出を依頼されたときだけ提出してください。依頼がない限り、更新後の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の郵送、持参、メール送付は不要です。

Q　支店で登録申請する場合、支店が登記されていることが必要ですか？

A　支店登記は必須ではありません。
ただし、登録する支店等に営業実態があり、申請業種に必要な建設業許可等を確認できることが必要です。
受任者所在地の法人市民税等の納税証明書も提出してください。

Q　支店・営業所が建設業許可上の営業所として確認できない場合でも、支店登録できますか？

A　登録できません。建設工事で支店・営業所を受任者として登録するには、その支店・営業所が、申請する建設業種を営業できる建設業許可上の営業所として確認できることが必要です。

Q　主任・監理技術者名簿の技術者区分は、何を選べばいいですか？

A　実際の配置・資格に合う区分を選択してください。
主任技術者として記載する者は「主任技術者」を選択してください。
監理技術者として記載する者は「監理技術者」を選択してください。

Q　技術者が国民健康保険加入の場合、国民健康保険関係書類だけで雇用関係を確認できますか？

A　法人等に雇用されている技術者については、市区町村の国民健康保険関係書類だけでは勤務先との雇用関係を確認できません。
特別徴収税額通知書等、雇用関係又は在籍関係を確認できる資料を添付してください。

技術者が個人事業主本人であり、上記の雇用関係又は在籍関係を確認できる書類を提出できない場合は、提出要領の「主任・監理技術者名簿」の注意事項に従い、所得税確定申告書のうち収支内訳書又は青色申告決算書（専従者給与額及び給料賃金額が分かるもの）の写し、事業主本人の国民健康保険関係書類及び住民税課税証明書の写しを添付してください。

3. 物品等に関する事項

Q　物品等営業品目一覧に、業務内容と完全に一致する営業品目がありません。どの品目で登録すればいいですか？

A　業務内容に最も近い営業品目を、物品等営業品目一覧から申請者自身で選択してください。一覧に該当する品目がないときは、業務内容に応じて「32 その他委託－2 その他（その他委託）」又は「33 その他－7 その他（その他）」で登録してください。

Q　物品等実績調書の「取引品目内訳」が多数ある場合は、どのように記入すればいいですか？

A　主なものを 4 つまで記入してください。4 つに収まらないときは、別紙を作成して添付してください。

Q　物品等実績調書で、1 つの取引品目内訳に主な仕入先や販売実績が複数ある場合は、どのように記入すればいいですか？

A　主なものを 1 つ記入してください。複数の内容を示す必要があるときは、別紙を作成して添付してください。

Q　物品等実績調書の実績は、民間企業相手の実績でも構いませんか？

A　構いません。官公庁との実績に限らず、民間企業相手の実績も記入できます。

Q　複数の営業品目で同じ許可証・免許証等を使う場合、同じ書類を何度も添付する必要がありますか？

A　同じ許可証等で複数の営業品目を確認できるときは、1 部の添付で構いません。
どの営業品目に対応する許可証等か分かるように、該当する営業品目名を余白や別紙に明記してください。

Q　主な仕入先がない場合は、どのように記入すればいいですか？

A　空欄にせず、実態が分かる内容を記入してください。
記入例：
・自社製品
・仕入れなし
・役務提供のため仕入れなし

4. 測量・建設コンサルタント等に関する事項

Q　登録証明書又は現況報告書は、表紙だけ提出すればいいですか？

A　表紙だけでは受付できません。登録証明書又は現況報告書は全ページの写しを提出してください。
現況報告書に確認済印が必要な業種は、確認済印が押印されたものを提出してください。

Q　現況報告書は昨年度のものでもいいですか？

A　申請日時点で保有する最新版であれば提出できます。

Q　登録通知書ではなく、登録証明書又は現況報告書を提出する理由は何ですか？

A　申請日時点の登録内容や営業状況を確認するためです。
登録通知書は登録時点の通知であり、現在の登録内容や営業状況を確認する資料としては不足するため、登録証明書又は現況報告書を提出してください。

Q　測量等実績調書には、何を記入すればいいですか？

A　登録を希望する業種ごとに、直前 3 年間の主な完成業務と未完成業務を記入してください。
元請・下請は問いません。
官公庁の業務実績があるときは、官公庁の実績を優先して記入してください。

Q　複数業種の実績金額が区分できず、同じ金額になる場合は問題ありませんか？

A　実績金額を業種ごとに振り分けられないときは、実績額の総額を各業種に記入してください。

Q　技術者経歴書で、複数業種に同じ人物を繰り返し記載してもいいですか？

A　繰り返し記載できます。技術者経歴書は、登録を希望する業種ごとに作成してください。

Q　技術者経歴書に、資格を持っていない職員を記入する必要がありますか？

A　資格を持っていない職員の記入は不要です。
「法令による免許等」の欄には、業務に関し法令による免許又は技術・技能の認定を受けた者を記入してください。

5. 電子入札システム・IC カードに関する事項

Q　IC カードは他市でも使えますか？

A　守口市以外の自治体での使用可否は、守口市では判断できません。登録先の自治体の案内に従ってください。
同一の IC カードを使用するときも、自治体ごとに電子入札システムの利用者登録が必要です。

Q　IC カードを新しくした場合、申請書や委任状の再提出は必要ですか？

A　登録内容（商号、代表者、受任者、所在地、使用印等）に変更がないときは、申請書や委任状の再提出は不要です。
新しい IC カードで電子入札システムの利用者登録を行ってください。
登録内容に変更があるときは、変更届を提出してください。

Q　「建設工事」と「測量・建設コンサルタント等」で IC カードを 1 枚共用できますか？

A　共用できません。守口市では「建設工事」と「測量・建設コンサルタント等」で業者番号が異なるため、それぞれの区分で IC カードを準備してください。

Q　IC カードを取得していませんが、申請できますか？

A　申請できます。IC カード取得後、電子入札システムで利用者登録を行ってください。

Q　IC カードの名義は、代表者と受任者のどちらにすればいいですか？

A　入札・契約権限を持つ者の名義に合わせてください。
代表者で登録する場合は代表者名義、受任者を選任している場合は受任者名義で電子入札システムの利用者登録を行ってください。
IC カードの名義と電子入札システム上の登録内容が一致しているか、登録前に確認してください。

上記で判断できないときは、守口市契約課へお問い合わせください。